

京都市興行場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第109号

京都市興行場法施行細則の一部を改正する規則

京都市興行場法施行細則の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。」の右に「及び京都市興行場法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例（以下「条例」という。）」を加える。

第4条を第7条とし、第3条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

（空気環境に係る基準）

第5条 条例第4条第3号に規定する別に定める空気環境に係る数値は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 機械換気設備により興行場の内部の空気環境を管理する場合 二酸化炭素の濃度
及び浮遊粉じんの量

(2) 空気調和設備により興行場の内部の空気環境を管理する場合 二酸化炭素の濃度、
浮遊粉じんの量、温度、相対湿度及び気流

2 条例第4条第3号に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げる空気環境に係る数値の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 二酸化炭素の濃度 体積百分率0.1パーセント以下であること。

(2) 浮遊粉じんの量 空気1立方メートルにつき0.15ミリグラム以下であること。

(3) 温度 摂氏17度以上28度以下であること。

(4) 相対湿度 40パーセント以上70パーセント以下であること。

(5) 気流 0.5メートル毎秒以下であること。

（入場者の衛生を保持するための措置）

第6条 条例第4条第5号に規定する別に定める措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定期的に適切な方法で、ねずみ、昆虫等の駆除及び入場者が利用する場所の消毒を行うこと。

(2) 興行場の内部の前条の空気環境に係る数値については、定期的に測定すること。

(3) 便所は、防臭及び防虫の措置を講じること。

(4) 興行場の営業許可証は、興行場内の入場者が容易に見ることのできる場所に掲示し

ておくこと。

- (5) 噸煙室を設け、当該喰煙室以外の興行場内の場所での喰煙を禁止する場合にあっては、入場者が容易に見ることのできる場所に、喰煙室の場所を示す表示及び喰煙室以外の興行場内の場所での喰煙が禁止されている旨の表示をすることその他の入場者が喰煙室以外の興行場内の場所で喰煙することを防止するための措置を講じること。
- (6) 興行場内の全ての場所での喰煙を禁止する場合にあっては、入場者が容易に見ることのできる場所に、興行場内の全ての場所での喰煙が禁止されている旨の表示をすること。
- (7) 入場者の事故に対応するため、救急用の医薬品及び脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料を備えるとともに、医療機関への連絡体制その他の入場者を救護するための体制を確立すること。
- (8) 入場者が容易に見ることのできる場所に観覧場（複数の観覧場を設ける場合にあっては、各観覧場）の入場者の定員を表示するとともに、当該定員を超えて観覧場に客を入場させないこと。
- (9) 従業者の中から入場者の衛生の保持に関する責任者を選任し、当該責任者に入場者の衛生の管理及び他の従業者に対する衛生教育を行わせること。

2 前項第1号の規定による駆除及び消毒（以下「駆除等」という。）の実施状況又は同項第2号の規定による空気環境に係る数値の測定の結果については、記録を作成し、駆除等の実施の日又は空気環境に係る数値の測定の日からそれぞれ2年間保存するとともに、入場者が容易に見ることのできる場所に、次に掲げる事項を記載した書面を掲示しておかなければならない。

- (1) 駆除等の方法及び駆除等を実施した年月日
- (2) 空気環境に係る数値の測定の結果及び当該測定を実施した年月日

第2条の次に次の1条を加える。

（観覧場等の基準）

第3条 条例第3条第3号に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げる施設又は設備の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 観覧場
 - ア ロビー、便所、喰煙室その他の観覧場以外の施設との間を壁又は間仕切りを用いて明確に区画すること。

- イ 舞台その他の興行が行われる場所と明確に区分すること。
- ウ 入場者が容易に移動することができるために必要な規模の通路及び出入口を設けること。
- エ 階層の構造を有する観覧場にあっては、入場者の転落及び入場者の携行品の落下を防止するため、2階以上の階に、壁、柵その他これらに類するものの設置その他の必要な措置を講じること。

(2) 換気設備

- ア 機械換気設備（空気を浄化し、浄化した空気をその流量を調節して供給するとともに、室内の汚染された空気を外部に排出することができる設備をいう。以下同じ。）又は空気調和設備（空気を浄化し、浄化した空気をその温度、湿度及び流量を調節して供給するとともに、室内の汚染された空気を外部に排出することができる設備をいう。以下同じ。）であること。

イ 観覧場に設ける換気設備は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (ⅰ) 床面積1平方メートルにつき60立方メートル毎時以上の空気を換気することができる能力を有すること。

- (ⅱ) 地階に設ける観覧場又は床面積が400平方メートルを超える観覧場に設置する機械換気設備にあっては、給気機及び排気機を有すること。

ウ 外気取入口は、衛生上有効な換気を確保することができる位置に設けられていること。

エ 喫煙室及び便所に設ける換気設備は、汚染された空気をこれらの場所から興行場の外に直接排出する装置を有すること。

(3) 照明設備

- ア 興行場内の入場者が利用する場所に設ける照明設備にあっては、次に掲げる主たる照明設備及び補助照明設備（主たる照明設備に用いる電源と異なる電源を用いるものに限る。）で構成されること。

- (ⅰ) 床面から40センチメートルの高さにおいて70ルクス以上の照度を得ることができる機能を有する主たる照明設備

- (ⅱ) 床面において30ルクス以上の照度を得ることができる機能を有する補助照明設備

イ 観覧場に設ける照明設備にあっては、アの基準を満たすほか、次に掲げる要件を

満たしていること。

(7) 主たる照明設備については、映写のため、又は興行の特性のため消灯を行う必要がある場合に、照度を漸減させることができる機能を有すること。

(8) (7)により主たる照明設備を消灯した際ににおいても、床面において1.5ルクス以上の照度を確保することができる機能を有する補助照明設備を有すること。

(4) 便所

ア 水洗式のものを入場者の利用しやすい場所に設けること。

イ 男女別に設けること。

ウ 出入口を観覧場から直接見えない位置に設けること。

エ 床及び内壁のうち床面からの高さが1メートル以下の部分は、不浸透性材料（コンクリート、タイルその他の汚水が浸透しないものをいう。）で築造すること。

オ 流水式手流い設備（給水栓から供給される流水により手を洗うことができる設備をいう。）を設けること。

カ 便器の個数は、別表観覧場の入場総定員の欄に掲げる観覧場の入場者の定員（複数の観覧場を設ける場合にあっては、全ての観覧場の入場者の定員の合計。以下「入場総定員」という。）の区分に応じ、同表便器の個数の欄に掲げる個数以上とし、男性用便器及び女性用便器の個数は、おおむね同数とすること。ただし、複数の観覧場を設ける場合において、入場者の便所の使用に支障が生じることがないよう各観覧場の興行時間の調整その他の措置を講じるときにおける便器の個数の算定においては、観覧場のうちその入場者の定員が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位の観覧場から特定順位（観覧場の合計数に3分の2を乗じて得た数（当該数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に対応する順位をいう。）の観覧場までの入場者の定員の合計をもって、同表の入場総定員とすることができます。

(5) 喫煙室

ア 入場者が利用しやすい場所に設けること。

イ 喫煙室内の汚染された空気が、当該喫煙室以外の施設に流出しない構造又は設備を有すること。

ウ 出入口を観覧場から直接見えない位置に設けること。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

観覧場の入場総定員	便器の個数
100人以下	3個
101人以上500人以下	3個に、入場総定員から100人を減じた人数を33で除して得た数（当該数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えた個数
501人以上1,500人以下	15個に、入場総定員から500人を減じた人数を50で除して得た数（当該数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えた個数
1,501人以上	35個に、入場総定員から1,500人を減じた人数を100で除して得た数（当該数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えた個数

第1号様式（表面）中「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第3号様式中「第4条関係」を「第7条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「第4条」を「第7条」に改める。

第4号様式中「第4条関係」を「第7条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「第4条」を「第7条」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)